

(令和7年2月7日発表)

「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画案」 に関するパブリックコメントの実施

◆アピールポイント	○「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（令和7年度～12年度）」策定に向けたパブリックコメントを実施します。 ○この計画の内容は、男女共同参画審議会での諮問答申、市内在住・在勤の女性に対するアンケート、民間支援団体のアンケートやヒアリングを通じて作られています。
◆期間	令和7年2月7日（金）から令和7年3月10日（月）まで
◆内容など	<u>1 背景</u> 令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。法律の施行を踏まえ、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、本市において「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」を策定します。 <u>2 内容</u> この計画は、静岡市がどのような社会を目指して、どのような考え方や方針に基づいて困難な問題を抱える女性を支援していくのかを定めています。 <u>3 目指す姿</u> 「ジェンダー平等と人権尊重に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉を増進し、安心して自分らしく暮らせる静岡（まち）の実現」 <u>4 計画の4つの方針</u> （1）支援の「きっかけ」となる役割を果たす （2）各種支援制度の実施主体として各部署・関係機関と連携する （3）民間支援団体と協働を図る、その活動を支援する （4）女性支援に関わる人を育成する 資料の閲覧・配布場所や、ご意見の受付方法を含め、詳細は、以下の市ホームページをご確認ください。 <今回の意見募集に関する市ホームページのURL> https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9328/s012291.html

別紙資料 無

【問合せ】男女共同参画・人権政策課

（静岡庁舎 15 階）

担当 大塚、小林

電話 054-221-1349